

## 日本 LCA 学会研究発表会要旨の著作権、知的財産等の取り扱いについて

1. 日本 LCA 学会研究発表会講演要旨集の著作権は、日本 LCA 学会が有する。

日本 LCA 学会は、発表者から提出された原稿に基づいて、日本 LCA 学会研究発表会講演要旨集の編集、頒布、Web 等への掲載を行う。第三者からの転載の求めに対し、特定の講演要旨であること、営利を目的としないこと、引用を明記することを条件に転載の許可をする場合がある。

2. 著者は、著者自身の要旨について、学術目的の利用が認められる。

著者自身に限り日本 LCA 学会研究発表会講演要旨集からの引用であることを明記した上で、日本 LCA 学会の許諾を得ずに転載、頒布することを認める。

また、講演要旨集への掲載、あるいは掲載した研究結果について他の学会で発表すること、日本 LCA 学会誌および他の学術雑誌に論文として投稿すること、講演要旨集に掲載した図表や文章表現について同一の図表や文章表現を用いることを認める。

ただし、転載や発表および投稿先の学術雑誌による新規性の判断については、著者が責任を負う。

3. 日本 LCA 学会は特許法上第 30 条の指定を受けた学術団体ではないので、日本 LCA 学会研究発表会講演要旨集が出版あるいは Web へ公開された時点でその内容は公知となる。

発表内容について知的財産に関わる手続きは、発表申し込み前に著者または著者の所属する組織の責任において済ませておかなければならない。発表申し込み受理後の取り消し、要旨原稿提出後の差し替えはできない。

4. 本規程は、2010 年 11 月 29 日から施行する。

以上